

パテントニュース

特許庁 特許審査待ち期間ゼロを目指す

特許庁は4月から知的財産立国に向けた態勢強化に乗り出す。審査に入るまでに2年待たされている現状を改善し、10年後をめどに審査待ち期間ゼロを実現する方針。今後5年で現在1100人の審査官を5割増やし1600人態勢とする。また、審査の一部を外注し、効率化を図る。審査の迅速化で、優れた発明の事業化を早め、日本企業の国際競争力の強化を目指す。任期付き審査官を一気に投入して審査待ち件数をゼロにし、請求から数カ月で審査結果を伝えられるようにする。

デザインニュース

意匠審査の迅速化

最近の意匠審査の迅速化には驚かされます。意匠の場合は、バッチ処理によって審査されますので、出願するタイミングもあるのですが、最近、当所で経験した意匠登録出願で、出願日から約3月で登録され、更に約1年半で意匠公報が発行された案件がありました。このように、意匠審査が早期に行われる傾向にありますので、模倣品対策として、意匠による保護をうまく活用されることをお勧めします。

ブランドニュース

商標「阪神優勝」 無効の審決

プロ野球の阪神タイガース球団が、千葉県の男性の所有する「阪神優勝」の商標登録無効を求めた審判で、特許庁は球団の請求を認め、商標無効の審決を出した。

審決は「阪神優勝」の「阪神」については、「阪神タイガース」の著名な略称と認定した上で、「阪神優勝」は「商品の出所を混同させる恐れがある商標は登録できない」と定める商標法に反して登録されたと判断した。

球団は8月末「公認グッズと誤認される恐れがある」などとして、無効審判を請求していた。

今回の問題が報道された以降「阪神日本一」「阪神V2」「阪神チャチャチャ」などの商標登録出願が続いているが、球団は同様に毅然（きぜん）とした対応をしていくとの事。

株式会社ノスクマードインスティテュート

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-5 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

パテントニュース

電子地図の特許をめぐる「地理院」と「地図メーカー」激震

主にカーナビに使用されている「電子地図」をめぐる、国土地理院と地図メーカーの業界団体が、東京都内のソフトウェア会社から「特許侵害」を指摘された。

ソフトウェア会社は主要メーカーなどに損害賠償を求め提訴する方針で、本格的な特許論争に発展する気配だ。

電子地図は、今や6兆円市場といわれる。

問題の特許は、元沖縄県職員の男性が「輪郭の線をコンピューターにそのまま線として自動的に認識させる作図技術」を開発。1992年に特許を出願し、1998年に特許が認められた。

主要メーカーは特許庁に「無効」を申し立てたが2001年3月に却下され、特許権が確定した。

その後、その男性から提訴の準備を進めているソフトウェア会社に特許権が譲渡された。

デザインニュース

不要となった意匠権を即座に放棄していいのですか？

取得した意匠権を維持するためには、特許庁に年金を納める必要があり、意匠権は、最大、設定登録の日から15年まで存続します。しかし、最近、商品のライフサイクルが短いせいか、苦勞して取得した意匠権を、2年目や3年目で年金を納めずに放棄されるケースが増えています。

例えば、他社の商品を真似する場合、事前に調査を行って、意匠権が検索されれば当然行うことはできませんが、検索されない場合でも、現在出願中であることも考えられるため、簡単に真似するわけにはいきません。結局、意匠権は存在していたが、現在は権利が消滅しているものを真似するのが一番安全といえます。実は、貴社のライバル会社は、機会あるごとに貴社の意匠権の状況を確認し、安全に真似できる時期を伺っているのです。

このように、不要となった時点で意匠権を即座に放棄するのではなく、他社の動向、再度実施することがないか等を十分検討して頂き、できれば、余裕を持って数年間は意匠権を維持されることをお勧めします。

ブランドニュース

中国企業が同国内で商標「青森」（農産物、飲料など）を取得

このままこの商標権を放置した場合、農産物（リンゴなど）や飲料などを「青森」と表示して中国へ輸出できなくなる恐れがあるため、青森県他24団体が異議申立の手続きを行った模

様。

日本国内では商標法第3条第1項第3号の規定により、「青森」は商品の産地表示として商標権を得ることはできない。しかしながら、中国からみれば、「東京」「大阪」(著名性)ならまだしも、「青森」となると地域表示としては認識されず、単に「青い森林」等と判断されたのであろう。最終的にどのようなようになるかはわからないが、登録とした中国特許庁の判断は致し方ない。

日本国内の常識が他国に通用しない典型例である。

本件の内容とは異なるが、日本国内では「日産」、「ニッサン」、「NISSAN」は共に類似であるが、中国では全て非類似であるので注意を要する。貴方の会社名は大丈夫ですか？

株式会社ノスクマードインスティテュート

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-5 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskward.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

(トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。)

パテントニュース

信託業法改正案（知的財産権も対象となる方向）

信託業務の抜本的な改正は大正11年以来82年ぶりで、映画の放映権や商標権などを担保にした新たな資金調達の手段が生まれる。

現行の信託業務では、財産管理の信託は金銭などに限られていたが、知的財産権を含めて幅広く財産を扱えるようになる。

デザインニュース

意匠権による保護と不正競争防止法による保護について

例えば、新しい商品を販売したところ、他社からデッドコピー商品が販売された場合、商品形態模倣行為（2条1項3号）であるとして、不正競争防止法に基づいて、差止め、損害賠償を請求することが可能です。しかし、不正競争防止法が適用されるためには、裁判所において、当社の最初の販売日から3年以内であること、商品の形態を模倣した事実などを原告が立証する必要があります。大変な労力を要することとなります。それに対して、意匠権を取得していれば、登録意匠と他社商品の意匠が類似するかのみが争点となり、侵害の立証を容易に行うことができます。また、意匠の出願を行わないと、他社が逆に意匠権を取得してしまうケースもあり、注意が必要です。よって、不正競争防止法による保護を過信しすぎるのは危険であり、新しい商品を発売される場合には、必ず、意匠権を取得され、意匠権が成立するまでの期間を、不正競争防止法でカバーするぐらいの気構えで望まれることが必要だと思えます。

ブランドニュース

トリアの（へえ～と思う）商標

- ① ドラッグストアのマツモトキヨシは、「マツモトキヨシ」ブランドでこの世にある商品・サービスについて、ほぼ全部（45区分中44区分取得）で商標権を所有している。
- ② 阪神タイガース前監督の星野仙一氏は、「星野仙一」ブランドで被服・玩具・ビール・化粧品・広告・飲食物の提供など、全17区分について商標登録出願中である。
- ③ 「便どっさり」という整腸剤が、特に若い女性の間で売れているらしい。購買時に抵抗があるように思えるネーミングであるが、それ程抵抗がないようである……。

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-5 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

（トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。）

パテントニュース

ブラックリスト公開 中国から模倣製品追放

北京市は知的財産権を侵害した企業の「ブラックリスト」を新聞やインターネット上で公開する。中国では他社製品を違法にまねをする模倣問題が深刻になっている。実名公開により模倣製品の増加に歯止めをかけ、消費者に模倣製品を生産販売する企業の商品を買わないよう呼びかける。2008年に五輪開催を控えた北京市は模倣製品の撲滅に力を入れ健全な市場を育成する。北京市は今後、学生や研究者、企業の責任者らを対象に知的財産権についての教育を徹底させる。

デザインニュース

こんな物も意匠として登録されています！

意外なものが意匠として登録されています。一度、特許庁のホームページで確認されてはどうでしょうか？

例えば、組立家屋（意匠登録第1074570号）、加工肉（意匠登録第1184005号）、いか様加工食品（意匠登録第1155913号）、ちらし寿司（意匠登録第1069476号）、ハンバーグ（意匠登録第1154182号）があります。

ブランドニュース

「ウインドウズ」と「リンドウズ」は商標類似？

マイクロソフト社のプレッシャーを受けて、ついにリンドウズ・ドット・コム社の商品名「リンドウズ」が「リンスパイア」に変更することになった。

社名は変更しないが、同社のホームページアドレスも「リンスパイア」に切り替えた。

単純に商標のみを比較すると、「類似」とは言えないであろう。

マイクロソフト社の著名性に押し潰されたかもしれないが、大企業と無用な争いを長期間継続させるのも問題である。

ただ、「リンドウズ」は、「ウインドウズ」と「リナックス」の造語であるので、そもそも商標選択時においてフリーライド（ただ乗り）的要素があったのかもしれない。

「商標の類似・非類似だけで安易に採択してはいけない」という戒めであろうか。

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-5 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

(トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。)

パテントニュース

シャープ、イオン和解へ

大手スーパーのイオンが、家電大手のシャープとの取引を全面的に中止した問題は6月11日、一転して和解した。シャープの幹部がイオン側に対し、台湾製液晶テレビの特許紛争に関する説明が不十分だったと謝罪。イオン側がこれを受け入れて取引を再開することで両社が合意した。イオンは当面、この台湾製の液晶テレビを店頭から撤去し、特許紛争の推移を見守ることも決めた。デジタル家電の特許を巡る紛争が引き起こした「小売り対メーカー」の対立は、わずか1日で幕引きとなったが、もう少しお互い冷静に対応できなかったのでしょうか？

デザインニュース

第二弾 こんな物も意匠として登録されています！

面白い部分意匠が色々登録されています。一度、特許庁のホームページで確認されてはどうでしょうか？

例えば、フェンスの先端部（意匠登録第1078508号）、カーペットの一部分（意匠登録第1063703号）、コンデンサーの孔（意匠登録第1063604号）、ペットボトルのラベルの部分（意匠登録第1076352号）があります。

ブランドニュース

中国で販売しなくても中国での商標登録が必要

商品の製造コストを削減するために、自社ブランドの商品を中国企業に製造委託することが広く行われていますが、その標章が中国において第三者の登録商標と同一又は類似する場合は、中国で全く販売しない場合であっても商標権を侵害し、現地製造業者等による商品の製造、輸出が差止められ、また現地製造業者等とともに製造を委託した外国企業も損害賠償を命じられる恐れがあります（「NIKE」商標事件）。よって、中国企業に自社ブランド商品のOEM製造を委託する場合は、中国で当該商品を販売する予定がない場合でも、これに付す予定の標章をまず中国で商標登録しておく必要があります。

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-5 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

（トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。）

パテントニュース

日航が全日空に賠償請求 システム特許侵害と100億円

社員が出張などで利用した航空運賃を企業が一括精算するオンラインシステムの特許権を侵害されたとして、日航インターナショナルが全日空グループに100億円の損害賠償を求める訴えを東京地裁に起こした。

日航によると、このシステムは顧客企業がオンラインで航空券を予約すれば、社員はクレジットカードによる本人確認だけで搭乗できる仕組み。1998年5月に特許を出願し、99年1月にサービスを開始。2001年4月に「ビジネスモデル特許」として登録された。約1万1000社が利用している。

全日空は1年遅れの2000年1月に同様のサービスを開始し、約1万社が利用している。

デザインニュース

「グッドデザイン賞」と意匠権との関係

最近、「グッドデザイン賞」を受賞した製品をよくみかけます。「グッドデザイン賞」は、「良いデザインであるか」、「優れたデザインであるか」、「未来を拓くデザインであるか」の項目を中心に判断されるので、新規性、創作非容易性などを登録要件とする意匠権とは、その判断基準が全く異なります。よって、「グッドデザイン賞」の受賞と意匠権の取得は全く無関係であり、「グッドデザイン賞」を受賞できる製品であっても、意匠権の取得を怠ることはできません。

ブランドニュース

「ニンニク注射」は商標登録出願されていた。

ジャイアンツの清原選手などの有名人がパワーアップのために打つ「ニンニク注射」であるが、これを世に知らしめたのは、六本木に開業している平石クリニック院長の平石貴久先生である。「ニンニク注射」とは「ビタミンB群を中心とした静脈注射」のことで、もちろん本物のニンニクが入っているわけではありません。先生は平成14年2月5日に商標登録出願をしましたが、結局のところ「品質表記（一般名称）」であるとして拒絶され、独占権を得ることができませんでした。

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-5 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

(トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。)